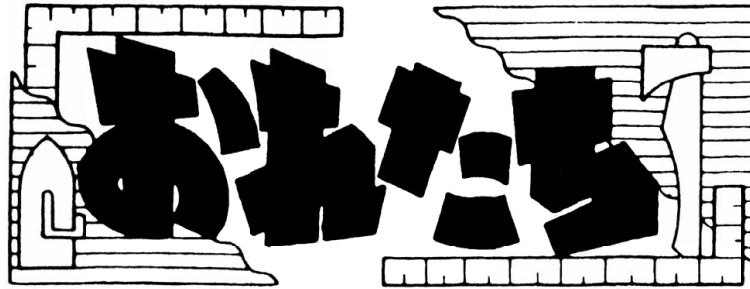


無料法律相談日の案内

8月20日(木)14時~16時

希望者は前日までに予約を

7月初組合員数=1995人(-8人)



発行所
東京土建一般労働組合荒川支部
東京都荒川区荒川6-3-1
TEL(3892)9131 FAX(3892)9381
発行者・津田宗久/編集長・薄井章
http://www.doken-arakawa.org/

荒川区 御菓子司 松月堂

100年以上続く伝統の味

【日暮里一川又好一記者】令和元年7月に荒川区が制定して「老舗事業所功表彰事業」が実施されました。

この要綱は、永年にわたる事業を継続し、並びに区内事業所の地域経済及び地域コミュニティの発展に貢献した事業所、そして100年以上事業を継続している。また、区内における事

昔ながらの技法と真心で今も

【日暮里一川又好一記者】和菓子店の松月堂さんは、明治通りを区役所から宮地に向かって百メートルほど行ったところにあります。

創業は、明治43年の老舗です。頑固なまでに材料にこだわり、昔ながらの技法と真心で「春に香り、夏には涼、秋には爽り、冬には暖」と四季折々、変わらぬ味を守り続けています。

そもそも、「松月堂」という屋号は、長崎県佐世保市で創業明治38年の「松月堂カステラ」が日本全国に普及、「松月堂」のネームバリューが全国に知れ渡り、現在、全国に「松月堂」が存在します。



お洒落な正面入り口



業が通算して70年以上継続しているなどの要件に、該当する事業所を表彰するものです。そして昨年10月29日には初めての表彰式が実施され、24事業者が表彰されました。

創業明治43年、今年110年となる、御菓子司松月堂の4代目・飯島精一郎(65歳)さんのお店をお訪ねしてお話を伺いました。

荒川の「松月堂」の前身は、1910年に飯島正吉さんが渋谷村に店を構えました。この年は、ハレー彗星が地球に衝突し人類滅亡とか、地球上の空気が五分間なくなるなどのデマが広がった中での船出でした。二代目・飯島邦太郎さん

が18年に荒川六丁目に移りました。

この年もスペイン風邪の流行で世界で5千万人の死者を出し、関東大震災、東京大空襲など私たちの想像を超えた数々の災難を乗り越えて、三代目・飯島功さん、四代目現店主、飯島精一郎さんへと和菓子作りを伝えてきました。

6月16日は「和菓子の日」、菓子や餅を神前に供えて疫病退散と健康招福を祈ることを嘉祥(かじょう)の祝いと呼び大切な神

事の一つでした。日枝山王嘉祥祭では、烏帽子直垂姿に身を包んだ、和菓子職人によって献菓された後に、神様の恩恵を受け食する頂き物なのです。松月堂さんで貴重な写真を見せていただき、和菓子本来の姿は、芸術品と呼べる様な美しいものでした。

新型コロナウイルスなんかには負けない美味しい、松月堂さんの和菓子でリフレッシュしませんか。

今月の1枚

「コロナに負けないぞ」

【荒川II並木義男記者】地球規模で目には見えないコロナウイルス。えじきにならないようにと闘っています。緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ予断を許さない状況です。

私はコロナウイルスを家に持ち込まないように、そして感染した時には人に移さないようにとマスクを私と、息子用に手作りしました。

型紙は不織布のマスクを鼻と口を覆いそれを縦半分



完成したマスク



畳屋の手作りマスク作成中

表地は端切れ生地で裏地は三角巾、なれないミシンで縫製しました。息子にはアベノマスクより評判が良いです。コロナウイルスとの戦いはまだ続きそうです。組合員の皆さんも気を付けてお過ごし下さい。

保険料減免制度に関する詳細は裏面をご覧ください



創業時の様子を写真で見せてもらいました

ひぐらし

新型コロナウイルスによって小売業の光景は大きく変わりそう。小売業、とりわけ都市型の小売業の特徴は「賑わい」の創出だ。より多くの人が集まれば、そこに賑わいが生まれ、その賑わいが小売業の魅力につながっていた。こうした賑わいの持つ重要性が特に意識された。経済誌ではこれを「集積効果」と呼ぶ。ウイルス問題は、こうした集積効果に黄色信号をともしているのだから。人が密集する店に、どれだけの人が買い物や食事にくるのだろうか。テレワークなどが当たり前になれば、満員電車に乗って都心に集まる光景もなくなる事だろう。より多くの人がネット小売業を利用する癖がついた。インバウンド観光も当分増えそうになく、都心で買い物する人はそう増えないと経済専門家は分析している。こうした視点から都市型の店舗小売業の将来に、悲観的な見通しの論調が目立つようになって来ている。コロナの影響で人々がいっただ、そしてどこまで3密を避けるように行動するのか、今の段階では読めない。早期にワクチンが開発されるかにもよるが、現在のビジネスモデルは受け入れられにくくなると思う。顧客により広い空間を提供できる中での賑わいが都市型店舗小売業に求められるのではと伝えている。(虎)

CCUS 建設技能者の処遇改善に向け 標準見積書の改定

国土交通省は建設技能者の処遇改善をさらに後押しすることを目的に職種ごとに技能レベルに応じた年収目安を設定し、職長クラスの手当てを別枠計上できるよう標準見積書を改定する方向です。

建設キャリアアップシステムを活用した「建設技能者の能力評価制度」の、レベル3から4の評価を受けた技能者のマネジメントフリーを見積価格に盛り込むとする内容です。技能レベルに応じた「賃金目安」(年収ベース)をまとめた7職種で、2020年度中に標準見積書を改訂すると

いうことです。

賃金目安の職種公表をしたのは、型枠・機械土工・内装仕上げ・建築大工・トンネル・圧接・基礎くい工事の7職種。能力評価制度を適切な賃金支払いにつなげるための方策を推進する一方で、既存の35職種の能力評価基準では測れない職種や多能工などに対する評価手法の検討も年度内に施策を進めていく方針だということです。

建設キャリアアップシステムは建設業の担い手を確保することを目的としています。荒川支部でも登録・相談をサポートしています。

厚労省宛 ハガキ要請運動にご協力ください

コロナウイルスの影響により、政府の予算案の編成に向けて各府県から受け付ける概算要求の期限が9月末に延長されました。それに伴い厚労省から財務省へ出す概算要求の期限も1カ月延期されたこと等を踏まえ、厚労省ハガキ要請行動の期間を1カ月延長し8月末までの取り組みとなります。

特に今年にはコロナ対策による「財政状況悪化」を理由とする、予算削減が予測されます。建設国保への補助金削減を許さないためにも、組合員皆さんの協力で多くの声をハガキに書いて集めてもらい、厚労省に提出しましょう。身近にいる仲間への声掛けと必要性を伝えて下さい。

持続化給付金 説明・相談会

日時 2020年8月6日(木)

【午前の部】10:00~(定員10人)
【午後の部】14:00~(定員10人)
【夜間の部】19:00~(定員10人)

会場 東京土建荒川支部会館3F (東京都荒川区荒川6-3-1)

持続化給付金とは、感染症拡大による営業自粛等により、特に大きな影響(売上前年同月比50%以下)を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするための給付金です(上限:法人200万円、個人100万円)。

組合では上記日程で、申請についての説明・相談会を実施しますので、

お申し込みは下記に記入して 電話・メール・FAX・窓口にて 必要書類等は表面をご確認下さい。 お問い合わせは右記へ!

東京土建一般労働組合荒川支部
●TEL 03-3892-9131
●FAX 03-3892-9381
●MAIL arakawa@tokyo-doken.or.jp

分会	群	氏名	参加する部
			午前・午後・夜間

※参加は無料ですが、3密を避けるため人数を限定して開催します。

支部で雇用調整助成金の申請相談にのっています

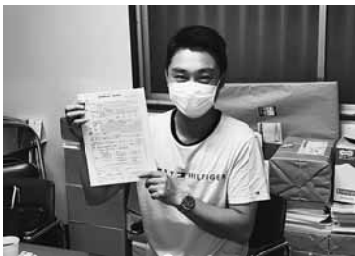
【金史樹II書記】新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立し、6月12日には雇用調整助成金の更なる拡充が行われました。助成額は1日の上限金額が8,330円としていたものが、1日あたり15,000円に上限が引き上げられました。解雇等を行わない中小企業に対する助成率に

ついて原則9/10(一定の要件を満たす場合は10/10)となっていました。10/10に引き上げられました。既に支給申請をしている事業主に対しても、追加支給分が支給されます。対応期間の終期についても3カ月延長となり令和2年9月30日までとなりました。現在、荒川支部では申請に関する相談を日々行っています。

相談者の声

株式会社●●Fさん (36歳・とび工)

コロナウイルスの影響で現場に入れなくなり、雇用調整助成金の申請をしようとしたが、なによりデスクワークが苦手な自分にとって何からはじめてよいのか



ハガキ要請いっぱい書きます

と問題が山積みでした。簡素化されたといってもいざやってみると全然すまません。そこで書記局に相談してみました。とても対応が早くあつというまに申請書ができました。いくつかの問題も一つずつ丁寧に対応してくれました。

今回の件で、土建に入ってから初めてよかったと思ってしまうました。時間があれば組合のイベントにも参加していきます。ありがとうございます。

東京土建国保組合の組合員の皆さまへ

新型コロナウイルスの影響により、生活が著しく困難になり、左記のいずれかの要件を満たす方は保険料が減免となります。

対象期間と減免額について

2020年2月から2020年9月までの保険料(8か月分) 減免事由(コロナによる世帯主の死亡または重篤な傷病、組合員の収入の減少)の発生時点にかかわらず、2月~9月分の保険料を対象として、減免をおこないます。減免割合に応じて保険料の免除月数(免除期間)を決定します。保険料の免除・徴収月は下記のとおりです。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、「世帯主」死亡した場合 全額免除(2月~9月分)
- ② 新型コロナウイルス感染症により、「世帯主」が重篤な傷病を負った場合 全額免除(2月~9月分)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の今年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、2019年と比べて30%以上減少する見込みである場合

減少率	減免割合	免除月数	免除期間
50%以上	4/4(全額)	8カ月	2020年2月~9月
40%以上50%未満	3/4	6カ月	2020年2月~7月
30%以上40%未満	2/4	4カ月	2020年2月~5月

必要書類 来所の際は、必ず認め印をお持ちください

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡した場合
 - 申請書 ⇒ 支部にありますので、来所の際にご記入・押印ください。
 - 世帯主の死亡診断書又は死体検案書の写し(新型コロナウイルス感染症が死因であることが確認できるもの)
 - ※死亡診断書に単に「肺炎」と記載されている場合は対象になりません。
 - ★「住民票上の世帯主が組合員でない」場合は、下記書類も必要です
 - 世帯全員の住民票(死亡した方が世帯主であったことがわかるもの(改製原住民主票等)で、続柄が記載されているもの)
 - ※組合員が世帯主の場合は、国保組合を脱退となるため、脱退までの保険料が免除対象になります。
- ② 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が重篤な傷病を負った場合
 - 申請書⇒支部にありますので、来所の際にご記入・押印ください。
 - 世帯主の医師の診断書
 - ★「住民票上の世帯主が組合員でない」場合は、下記書類も必要です
 - 世帯全員の住民票(続柄が記載されているもの)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、2019年と比べて30%以上減少する見込みである場合
 - 【事業収入・(不動産・山林収入)】 ⇒ 個人事業主、一人親方、外注・手間請の方など
 - 申請書 ⇒ 支部にありますので、来所の際にご記入・押印ください。
 - 収入減少割合報告書 ⇒ 支部にありますので、来所の際にご記入・押印ください。

□ 2019(令和元)年分の収入額が分かるもの 確定申告書(控)の写し(税務署又は青色申告書の受付印・電子申告したことが分かるもの・税理士の署名押印があり、収入金額等が記載されているもの)。白色申告で確定申告書に収入金額が記載されていない場合については、収支内訳書等の添付が必要(確定申告書の所得金額と一致しているもので、受付印はなくても可)。

□ 2020年の収入額がわかるもの(2020年2月から7月までの間の任意の2カ月分) 売上台帳の写し、金銭出納帳、月次の財務諸表等のコピー等 ※コピーした書類すべてにお名前を書いてください。

※収入は、請求額(月)で判定します。入金額(月)ではありませんのでご注意ください。

【給与・(役員報酬)収入】 ⇒ 事業所従業員、法人事業主・役員の方など

□ 申請書 ⇒ 支部にありますので、来所の際にご記入・押印ください。

□ 収入減少割合報告書 ⇒ 支部にありますので、来所の際にご記入・押印ください。

□ 2019(令和元)年分の収入額が分かるもの 給与所得の源泉徴収票の写し、2020年度(非)課税証明書(給与所得者)など

□ 2020年の収入が分かる書類(2020年2月から7月までの間のいずれか2カ月分) 給与明細書、貸金台帳の写しなど

※組合員氏名が明記されているものに限りです。

※法人事業主・役員の場合は給与明細書等の書類の他に、コロナ禍を原因として役員報酬を減額したことを決定した取締役会(株主総会)議事録の写しも提出してください。

※2020年2月から7月までの間の任意の(収入が少ない)2カ月分の収入を6倍して2019年分の収入額と比較します。

※2019年収入が「0円」の場合や2019年の収入額を証明するものがない場合は、2020年の減少率を算出できないため減免対象にはなりません。また、2018年収入との比較もできません。

ご不明の点は東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)か荒川支部までお気軽におたずね下さい。